

平成31年度和歌山県国民健康保険団体連合会事業計画

1 最近の情勢

- 国保制度の施行と都道府県の役割強化
 - ・ 新たな国保制度の施行に伴い、平成30年度から都道府県が国保の財政運営の責任主体となりましたが、このことで地域医療の提供水準と保険料等の住民負担の在り方を総合的に検討することが可能となりました。都道府県には、医療費適正化計画の推進と国保運営の両面から被保険者の健康増進等の各種事業に対して積極的に取り組むことが求められています。
 - ・ また、国保の財政基盤を強化する観点から、保険者による医療費適正化や国保固有の構造問題への対応等について、適正かつ客観的に評価を行い、その結果に基づき都道府県や市町村に対して交付金を交付する保険者努力支援制度が、平成30年度から本格実施されました。
 - ・ このように都道府県の役割が増大するとともに、今後市町村が担う事務の更なる効率化、標準化、広域化が推進されること、また保険者インセンティブを活用した健康づくりや医療費適正化の取組が一層強化されること等から、これまで以上に国保連合会への期待が大きくなってまいります。
- 審査支払業務の効率化・高度化の推進
 - ・ 平成29年7月の厚生労働省及び社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）による「支払基金業務効率化・高度化・工程表」（以下「支払基金計画」という。）の公表を受け、国保連合会及び国保中央会においても、保険者の財政負担を軽減し、審査の一層の充実を図るため、ICTの活用等により審査業務の高度化・効率化に一層積極的に取り組むこととし、同年10月に「国保審査業務充実・高度化基本計画」（以下「基本計画」という。）を取りまとめました。
 - ・ 支払基金計画においては、2024年度の国保における次期国保総合システム等の更新時に、支払基金と国保双方

の審査支払業務が整合的かつ効率的に機能することを実現する旨が示されており、このことから国保連合会、国保中央会では基本計画を着実に実施するとともに、厚生労働省及び支払基金との連携を強化し、一体的に審査業務改革に取り組んでいくことが必要となっています。

○ データヘルス改革の推進

- データヘルス改革については、平成29年7月に厚生労働省、支払基金、国保中央会が取りまとめた「国民の健康確保のためのビッグデータ活用促進に関するデータヘルス改革推進計画・工程表」に基づき、ビッグデータの利活用の推進に向けた検討が開始されましたが、現在厚生労働省においては、マイナンバー制度における情報連携の基盤を活用したオンライン資格確認や保健医療データの個人向け提供サービス（PHR）の推進が検討されている他、保健医療分野におけるAI（人工知能）の有効活用などの議論も進んでいます。
- 国保連合会では、既に健診、医療、介護等の情報を連結させた国保データベース（KDB）システムを運用し、データヘルスの推進による保険者支援を強化していますが、今後もデータヘルス改革やICT化の進展を的確に捉え、対応していかなければなりません。

○ 介護保険等の保険者への支援と地域包括ケアシステムの構築

- 長寿化の進展により、我が国では人生100年時代を迎えようとしている一方で、医療費のみならず介護給付費も増加し続けています。平成28年度での要介護（要支援）認定者数は640万人を超え、介護保険制度の創設時と比べ約3倍となっており、さらに障害者福祉サービス等の利用者数も増加しています。
- 一方で、団塊の世代全員が75歳以上となる2025年度を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防等が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が進められています。平成30年度の診療報酬・介護報酬改定や、医療計画・医療費適正化計画・介護保険事業（支援）計画において、その取組が一体的に進められるとともに、地域包括ケアの発展型として暮らしと生きがいとともに創る「地域共生社会」の実現に向け、介護・障害サービス報酬に共生型サービスが位置づけられ

ました。

- ・ 国保連合会には、介護給付費等の適正化に関して一層の取組強化を図るとともに、国保、後期高齢者医療、介護保険、障害者総合支援に総合的に関わってきたことで培われた知識やデータ等を活用し、地域包括ケアシステム構築の取組を積極的に支援していくことが求められています。

2 事業運営

本会の平成31年度の事業運営については、上記のことを踏まえ、以下の9項目を重点事項に掲げ、効果的かつ効率的に実施してまいります。

(1) 情報セキュリティ対策の強化及び災害対応

本会が取扱っている診療報酬明細書（レセプト）等、極めて機密性の高い情報資産を適切に管理するため、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の運用により継続的改善を行い、組織全体で情報セキュリティ対策の強化に取り組むとともに、近年、日本各地で多くの災害等が発生している状況を踏まえ、本会業務継続計画（BCP）に基づき、教育・訓練等の事前対策を実施し、災害時等においても、優先度の高い業務を遅滞なく実施できるよう努めてまいります。

(2) 国保データベース（KDB）システムの更なる活用促進と医療費分析事業の推進

地域の健康課題や保健事業対象者の把握等、従来の活用に加え、国保における保険者努力支援制度や後期高齢者医療に係るインセンティブ制度を活用した医療費適正化等の推進に資するため、国保データベース（KDB）システムにおける帳票内容やデータ活用方法等について引き続き周知に努め、保険者等におけるシステムの更なる活用促進につなげてまいります。

また、医療費データ等の分析業務に従事する本会職員のスキルアップに取り組むことにより、保険者等からの地域特性の把握や事業評価に関する疑問や要望等に対して、適切かつ柔軟に対応できるよう努めてまいります。

(3) 国保・後期高齢者ヘルスサポート事業の推進

費用対効果が問われる保健事業においては、実現可能な事業計画の策定や適切な事業評価が保険者等に求められていることから、特定健診・保健指導の受診（実施）率向上及び糖尿病性腎症重症化予防等の重要事業が、データ分析に基づく計画・実施・評価（PDCAサイクル）に沿って効果的に事業展開できるよう、保健事業支援・評価委員会による助言等を中心とした支援に引き続き取り組んでまいります。

また、平成30年4月にまとめられた「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン」においては、国保から後期高齢者医療まで継続した取組の必要性が挙げられていることから、保健事業支援・評価委員会での支援やヘルスサポート事業に係る研修等の際には、市町村及び国保組合と後期高齢者医療広域連合との連携を視野に入れた取組を進めてまいります。

(4) 国保データベース（KDB）システム及び特定健診等データ管理システムの機器更改への対応

2020年度に国保データベース（KDB）システム及び特定健診等データ管理システムの機器更改を迎えるに当たり、2019年度はデータ移行や運用テストを迅速かつ確実にを行うなど、保険者等業務に混乱を来さないよう、万全の準備で臨んでまいります。

(5) 審査業務の充実・強化

全国標準システムの画面審査システム・審査支援システム等を活用した審査事務共助に引き続き努めるとともに、審査関係資料DBシステムの活用による審査委員、職員間の情報共有や審査担当職員のスキルアップ研修を効果的に実施するなど、より一層の審査の充実・強化を図ってまいります。

併せて、適正かつ公平な審査の実現に向けては、「国保審査業務充実・高度化計画」に基づき、国保連合会間の審査基準の差異解消のための取組を審査委員会の了解を得ながら進める一方で、特別審査対象点数の40万点から38万点への引き下げや、返戻・査定事由の見直しなどの審査支払機関改革への対応についても、国保中央会とともに適切に進めてまいります。

また、平成31年4月からの風しん対策については、その推進に支障を来さないよう、国保中央会との連携のもと、抗体検査等に係る請求・支払事務を正確かつ迅速に実施してまいります。

(6) 基幹系システムの安定運用及びオンライン資格確認等システム構築への対応

国保基幹系システムである国保総合システム及び国保情報集約システムについては、開発元である国保中央会との連携を密にし、安定的な運用に努めます。

また、2020年度にシステム稼働を予定しているオンライン資格確認等システムについては、現在、国保情報集約システムに登録された資格情報の利用が検討されていることから、新システムが円滑に構築できるよう、市町村国保システムとの各種連携テストを確実に実施してまいります。

(7) 次期後期高齢者医療請求支払システムの円滑稼働

次期後期高齢者医療請求支払システムについては、2020年3月からの稼働を予定しており、現行システムから次期システムへの切替に当たっては、後期高齢者医療広域連合及び市町村業務に混乱を来さないよう、現行システムからのデータ移行、運用テスト、システム切替に係る後期高齢者医療広域連合との調整などの工程を、迅速かつ確実に実施することで、円滑稼働につなげてまいります。

(8) 第三者行為求償事務の充実

従来の交通事故に係る求償事務はもとより、平成30年度までに受託範囲を拡大した個人賠償責任保険及び加害者直接請求事務等についても、保険者との連携のもと一層の充実に努めることで、医療費適正化の推進に貢献してまいります。

また、求償事務につながる被保険者からの傷病届提出の促進を図るため、より保険者ニーズの把握に努めた上で、昨年度に引き続き、傷病届提出啓発に係る広報事業を展開してまいります。

(9) 次期介護保険・障害者総合支援システムの円滑稼働

2020年5月に稼働を予定している次期介護保険審査支払等システム及び次期障害者総合支援給付審査支払等システムについては、審査支払業務に支障を来さないよう、2019年度中に機器更改・データ移行及び運用試験を確実にを行い、円滑稼働につなげてまいります。

また、47都道府県連合会の審査支払DBサーバ等の主要機能をすべて共同運用センターに集約し、仮想化技術の活用による集約化とともに設置台数の削減を行うことで、迅速かつ統一的なセキュリティ対策を実現します。

3 事業の概要

(1) 一般事業

事業項目	事業内容
ア 会務運営等に関すること	<p>会務の適正・円滑な運営を図るため、次の諸会議を開催するとともに関係会議に出席する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 総会 2回 (7月・2月) (イ) 理事会 (随時) (ウ) 監事会 1回 (7月) (エ) 理事長・副理事長・常務理事会議 (随時) (オ) 理事保険者課長会議 (随時) (カ) 国保中央会の諸会議 (随時) (キ) 国保近畿地方協議会の諸会議 (随時) (ク) 職員研修 (一般研修、職員派遣研修)
イ 協議会に関すること	<p>保険者における国保事業の円滑な運営に寄与するため、各種協議会等を開催するとともに関係会議に出席する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 国保運営協議会会長会議並びに運営委員会 (10月) (イ) 国保事業充実強化推進協議会幹事会 2回 (9月・12月) (ウ) 国保事業充実強化推進協議会運営委員会 (12月) (エ) 県下都市国保主管課長会議 (4月) (オ) 近畿都市国民健康保険者協議会総会 (5月) (カ) 全国国保主管課長研究協議会 (8月) (キ) 「健康なまちづくり」シンポジウム (8月)
ウ 広報宣伝に関すること	<p>保険者への国保情報の提供及び広報活動支援のため、次の事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 機関誌「国保わかやま」の発行 (6月・9月・1月・3月) (イ) 「国保連合会ガイドブック」の発行 (6月) (ウ) 連合会ホームページによる各種制度及び本会事業に関する情報の提供 (随時)

事業項目	事業内容
(ウ) 広報宣伝に関すること	(エ) 健康づくり等啓発用冊子「国保のしおり」の作成 (2月) (オ) 国保新聞の配布 (カ) 保険料(税)収納率向上に対する支援 (キ) 特定健診受診率向上に対する支援
エ 調査・研究に関すること	保険者ニーズに合った事業実施に資するため、連合会における各種事業の方向性や諸問題について調査検討するとともに、県主催の国保運営方針に係る会議に出席する。 (ア) 国保事務検討委員会の開催 2回 (5月・9月) a 国保連合会システム部会の開催 (8月) b 審査支払業務部会の開催 2回 (8月・11月) c 保健事業部会の開催 (8月) (イ) 和歌山県国保運営方針連携会議、作業部会への参加 (随時) (ウ) 「和歌山県の国保の状況」の作成 (1月)
オ 事業振興に関すること	保険者等と連携し、国保制度改善及び財政基盤安定化の推進運動を行う。 (ア) 国保制度改善強化全国大会への参加 (11月) (イ) 関係機関及び関係者への陳情 (11月)
カ 保健事業に関すること	保険者等が行う健康づくりを積極的に支援し、医療費適正化に寄与するため、次の事業を行う。 (ア) 国保データベース (KDB) システムを活用した保健事業の支援 (イ) 国保・後期高齢者ヘルスサポート事業による支援 a 保健事業支援・評価委員会の開催 (随時) b 研修会の開催 (5月・10月) (ウ) 市町村における健康まつり等各種イベントへの支援 a 視聴覚教育用器材等の貸出し (随時) b 健康づくりパンフレットの配布

事業項目	事業内容
(カ) 保健事業に関すること	<p>(エ) 在宅保健師の会による健康づくり活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> a 特定健診未受診者対策等支援事業 b 健康相談、健康劇等による地域保健活動支援（随時） c 研修会の開催（7月・12月） d 会報「てまり」の発行（3月） e 在宅保健師による保健事業支援拡充に係る調査研究 <p>(オ) 保険者協議会との連携</p> <p>(カ) 国保診療施設連絡協議会との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> a 国保医学会総会・学術集会並びに国保直診在宅医療研究会の開催（6月） b 国保・介護主管課長並びに国保診療施設関係者合同研修会の開催（11月） c 全国国保地域医療学会への参加（10月） d 全国国保診療施設協議会地域医療現地研究会への参加（5月） e 都道府県協議会会長・協議会設置都道府県国保連合会事務局長合同会議への出席（2月） f 近畿地方国保診療施設協議会総会への出席（9月） g 国保直診医師の確保（随時） <p>(キ) 市町村保健師協議会の活動に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> a 市町村保健師研修会の開催（5月・9月） b 市町村保健師研究発表会の開催（1月）
キ 国保データベース（KDB）システム機器更改に関すること	<p>機器更改に当たり、次の業務を行う。</p> <p>(ア) データ移行及び運用テスト</p> <p>(イ) システム切替に係る保険者等との調整</p>
ク その他	<p>(ア) 県国民健康保険課及び関係団体との連絡調整</p> <p>(イ) ねんりんピック紀の国わかやま 2019 協賛イベントの実施</p> <p>(ウ) その他、本会の目的達成のための必要な事項</p>

(2) 国保診療報酬に関する事業

①国保診療報酬審査支払業務

事業項目	事業内容
ア 審査業務に関すること	<p>国保診療報酬明細書等について、適正かつ公平な審査を行うとともに、審査結果状況データの分析、審査の基準となる資料のデータベース化等により、審査精度の向上や審査の充実・強化を図る。</p> <p>(ア) 審査委員会の開催等</p> <ul style="list-style-type: none"> a 審査委員会・運営委員会・審査専門部会の開催（毎月） b 再審査部会の開催（毎月） c 常務処理審査委員による指導助言 d 柔道整復施術療養費審査委員会の開催（毎月） e 特別審査委員会への審査委託（毎月） f 社保・国保審査委員合同協議会への出席 <p>(イ) 審査の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> a 高点数診療報酬明細書の事務共助体制の充実 b 審査支援システム及びD P C点検システムによる効果的な審査 c 診療報酬明細書と調剤報酬明細書の突合・縦覧・横覧審査の強化 d 審査委員会との連携強化 e 国保中央会並びに国保近畿地方協議会等各種会議への出席 f 審査委員による専門研修等の実施 g 審査支払機関改革への対応（審査基準統一・コンピュータチェックルールの公開等）
イ 支払業務に関すること	<p>国保診療報酬等について、迅速かつ正確な支払を行う。</p> <p>(ア) 診療報酬等の保険医療機関等への支払</p> <p>(イ) 70歳代前半の被保険者に係る一部負担金等の軽減特例措置に基づく、指定公費負担医療費の保険医療機関等及び保険者への支払</p> <p>(ウ) 債権譲渡等に係る支払</p> <p>(エ) 関係金融機関との連絡調整</p>

事業項目	事業内容
(イ 支払業務に関すること)	(オ) 診療報酬支払業務運営委員会の開催 (10月)

②共同処理業務

事業項目	事業内容
ア 保険者事務共同処理に関する こと	<p>保険者に共通する事務を一元的に処理し、事務処理の効率化を図るため、医療費適正化及び保健事業の参考資料を作成し、国保事業の円滑な推進に努める。</p> <p>(ア) 一般業務</p> <ul style="list-style-type: none"> a 被保険者世帯情報及び個人情報の登録 b 診療報酬明細書等の資格確認及び給付内容の点検 c 被保険者の給付記録 d 高額療養費算定に係る各種帳表の作成 e 高額医療・高額介護合算療養費に係る情報提供と各種帳表の作成 (随時) f 各種統計資料の作成 g 事業状況報告書の集計処理 h 診療報酬明細書、調剤報酬明細書並びに訪問看護療養費明細書の画像化及び原本管理 <p>(イ) 特別業務</p> <ul style="list-style-type: none"> a 医療費通知書の作成 b 後発医薬品 (ジェネリック医薬品) 利用差額通知の作成 (6月・12月) c 診療報酬明細書及び調剤報酬明細書の保険者レセプト点検 (介護給付適正化システムから提供される情報を活用した点検を含む) d 診療報酬明細書、調剤報酬明細書並びに訪問看護療養費明細書の資格確認による返戻処理 e その他保険者が必要とする資料等の作成 <p>(ウ) 国保情報集約システムで行う業務</p> <ul style="list-style-type: none"> a 被保険者資格情報の集約及び管理 b 高額療養費の多数回該当の判定 c 市町村間における情報連携

事業項目	事業内容
(ア 保険者事務共同処理に関すること)	d オンライン資格確認等システムの構築対応
イ 重度心身障害児（者）医療費に関すること	診療報酬明細書等に係る重度心身障害児（者）医療受給者の資格確認を行う。
ウ 研修会等に関すること	保険者における共同処理事業を円滑に行うため、担当者向け研修会を開催する。（6月）
エ 療養費適正化の支援に関すること	<p>保険者における療養費の支給の適正化に資する取組への支援を行う。</p> <p>(ア) 柔整算定状況一覧（往療料・3部位・頻回施術）の作成業務</p> <p>(イ) 療養費支給申請書の画像化処理（非原本）及びデータ管理業務</p> <p>※柔整、あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう</p> <p>(ウ) 柔整療養費に係る往療距離の確認</p>

③ 出産一時金に関する業務

事業項目	事業内容
出産育児一時金等支払業務に関すること	<p>出産育児一時金等について、迅速かつ正確な支払を行う。</p> <p>(ア) 出産育児一時金等の保険医療機関等への支払</p> <p>(イ) 関係金融機関との連絡調整</p>

④ 保険者間調整に関する業務

事業項目	事業内容
保険者間調整業務に関すること	被保険者資格喪失後の受診により発生する返還金について、保険者の事務処理の負担を軽減するため、保険者における保険者間調整に関する精算業務を行う。

(3) 後期高齢者医療診療報酬に関する事業

①後期高齢者医療診療報酬審査支払業務

事業項目	事業内容
<p>ア 審査業務に関すること</p>	<p>後期高齢者医療診療報酬明細書等について、適正かつ公平な審査を行うとともに、審査結果状況データの分析、審査の基準となる資料のデータベース化等により、審査精度の向上や審査の充実・強化を図る。</p> <p>(ア) 審査委員会の開催等</p> <ul style="list-style-type: none"> a 審査委員会・運営委員会・審査専門部会の開催（毎月） b 再審査部会の開催（毎月） c 常務処理審査委員による指導助言 d 柔道整復施術療養費審査委員会の開催（毎月） e 特別審査委員会への審査委託（毎月） f 社保・国保審査委員合同協議会への出席 <p>(イ) 審査の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> a 高点数診療報酬明細書の事務共助体制の充実 b 審査支援システム及びDPC点検システムによる効果的な審査 c 診療報酬明細書と調剤報酬明細書の突合・縦覧・横覧審査の強化 d 審査委員会との連携強化 e 国保中央会並びに国保近畿地方協議会等各種会議への出席 f 審査委員による専門研修等の実施 g 審査支払機関改革への対応（審査基準統一・コンピュータチェックルールの公開等）
<p>イ 支払業務に関すること</p>	<p>後期高齢者医療診療報酬等について、迅速かつ正確な支払を行う。</p> <p>(ア) 診療報酬等の保険医療機関等への支払</p> <p>(イ) 債権譲渡等に係る支払</p> <p>(ウ) 関係金融機関との連絡調整</p> <p>(エ) 診療報酬支払業務運営委員会の開催（10月）</p>

事業項目	事業内容
ウ システム機器更改に関すること	次期後期高齢者医療請求支払システムへの切替に当たり、次の業務を行う。 (ア) データ移行及び運用テスト (イ) システム切替に係る後期高齢者医療広域連合との調整

②代行業務

事業項目	事業内容
後期高齢者医療広域連合から受託する代行業務に関すること	広域連合から受託する各種代行業務について、迅速かつ正確な処理を行う。 (ア) 診療報酬明細書及び調剤報酬明細書の保険者レセプト点検業務 (介護給付適正化システムから提供される情報を活用した点検及び再審査提出事務を含む) (イ) 診療報酬明細書、調剤報酬明細書並びに訪問看護療養費明細書の画像化処理（原本）及びデータ管理業務 (ウ) 医療費通知書の作成及び発送業務（5月・9月・1月） (エ) 資格・給付確認等その他業務 a 診療報酬明細書等の資格確認及び返戻処理 b 診療報酬明細書等の給付確認及び返戻処理 c 療養費（一般診療、海外療養費、補装具、移送、生血）のデータ作成 d 後期高齢者医療給付支給決定通知書の作成及び発送 (オ) 後発医薬品（ジェネリック医薬品）利用差額通知の作成及び発送業務（8月・11月） (カ) 柔道整復施術療養費支給申請書の受付時画像データの作成業務 (キ) 柔整療養費に係る往療距離の確認 (ク) 柔整算定状況一覧（往療料・3部位・頻回施術）の作成業務 (ケ) 柔道整復施術療養費支給申請書の画像化処理（非原本）及びデータ管理業務

(4) 特定健康診査等事業

事業項目	事業内容
ア 支払業務に関すること	<p>特定健診及び健康診査費用等について、迅速かつ正確な支払を行う。</p> <p>(ア) 特定健診及び健康診査費用等の健診機関への支払</p> <p>(イ) 関係金融機関との連絡調整</p>
イ データ管理及び処理業務に関すること	<p>保険者等事務の軽減と効率化を図るため、データ管理や共通する事務について一元的に処理を行う。</p>
ウ 研修会等に関すること	<p>保険者でのシステムの円滑な運用並びに健診等データの有効活用に資するため、担当者向け研修会等を開催する。(8月)</p>
エ システム機器更改に関すること	<p>機器更改に当たり、次の業務を行う。</p> <p>(ア) データ移行及び運用テスト</p> <p>(イ) システム切替に係る保険者等との調整</p>

(5) 第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業

事業項目	事業内容
ア 第三者行為損害賠償求償事務に関すること	<p>保険者等における事務の軽減と効率化を図るとともに、医療費及び介護給付費の適正化を推進するため、第三者行為損害賠償求償事務について一元的に処理を行う。</p> <p>(ア) 求償事務の相談及び助言</p> <p>(イ) 自賠責保険、自動車保険及び自動車共済に対する求償事務</p> <p>(ウ) 個人賠償責任保険等加入者（加害者）に対する求償事務</p> <p>(エ) 加害者直接求償に係る事務</p> <p>(オ) 第三者行為の対象となる診療報酬明細書（写）及び調剤報酬明細書（写）の抽出</p> <p>(カ) 抽出した対象明細書等における第三者行為による負傷点数の抽出し及び決定</p> <p>(キ) 第三者行為（交通事故）の疑いがある診療報酬明細書（医科・歯科）の抽出及び被保険者等あて負傷原因調査票の作成・送付</p>

事業項目	事業内容
(ア 第三者行為損害賠償求償事務に関すること)	<p>(ク) 後期高齢者医療に係る損害賠償求償事務（広域連合から受託する代行業務）</p> <ul style="list-style-type: none"> a 求償事務の相談及び助言 b 自賠責保険、自動車保険及び自動車共済に対する求償事務 c 個人賠償責任保険等加入者（加害者）に対する求償事務 d 加害者直接求償に係る事務 e 第三者行為の対象となる診療報酬明細書（写）及び調剤報酬明細書（写）の抽出並びに広域連合標準システムへの登録処理 f 抽出した診療報酬明細書等における第三者行為による負傷分点数の抽出し及び決定 g 第三者行為（交通事故）の疑いがある診療報酬明細書（医科・歯科）の抽出及び被保険者等あての給付制限照会書の作成・送付 <p>(ケ) 傷病届の提出に関する覚書の更新</p>
イ 研修会等に関すること	<p>保険者等における求償事務処理を円滑に行うため、研修会等を開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 保険者個別研修の実施 (イ) 保険者研修会の実施（10月） (ウ) 求償事務の手引き・参考資料の作成（9月） (エ) 第三者行為による傷病届提出促進に関する支援

(6) 介護保険事業

①介護給付費等審査支払業務

事業項目	事業内容
ア 審査業務に関すること	<p>介護サービス事業所等から請求される介護給付費明細書等について、適正かつ公平な審査を行うとともに、介護保険事業を円滑に行うための会議を開催する。</p> <p>(ア) 介護給付費等審査委員会の開催（毎月）</p> <p>(イ) 会議の開催</p> <p> a 介護保険市町村担当者説明会の開催（6月）</p> <p> b 介護保険等事務検討委員会の開催（11月）</p> <p> c 介護保険・障害者総合支援システム部会の開催（随時）</p> <p>(ウ) 統計資料の作成</p>
イ 支払業務に関すること	<p>介護給付費等について、迅速かつ正確な支払を行う。</p> <p>(ア) 介護（介護予防）給付費等の介護サービス事業所等への支払</p> <p>(イ) 債権譲渡等に係る支払</p> <p>(ウ) 関係金融機関との連絡調整</p>
ウ システム機器更改に関すること	<p>次期介護保険審査支払等システムへの切替に当たり、次の業務を行う。</p> <p>(ア) データ移行及び運用試験</p> <p>(イ) システム切替に係る関係機関との連絡調整</p>

②共同処理業務

事業項目	事業内容
ア 介護保険者事務電算共同処理に関すること	<p>保険者に共通する事務を一元的に処理し、保険者事務の軽減及び効率化を図る。</p> <p>(ア) 要介護認定更新支援処理</p> <p>(イ) 償還払給付額管理処理</p> <p>(ウ) 介護給付費通知作成処理</p> <p>(エ) 高額介護サービス費支給処理</p>

事業項目	事業内容
(ア 介護保険者事務電算共同処理に関すること)	(オ) 各種支払支援処理 (カ) 主治医意見書料支払処理 (キ) 事業状況報告作成処理 (ク) 介護給付費縦覧点検処理 (ケ) 高額医療合算介護（介護予防）サービス費支給処理 (コ) その他保険者が必要とするもので連合会が認めた資料の作成処理（第三者行為求償突合リストの作成）
イ 介護給付適正化対策に関する こと	保険者が行う適正化事業の充実と事務軽減を図るため、次の事業を実施する。 (ア) 医療情報と介護給付費明細書の突合点検 (イ) 介護給付適正化システムによる情報提供 (ウ) 介護給付適正化システム活用研修会の開催（8月）

③苦情処理業務

事業項目	事業内容
介護サービスの苦情処理に関する こと	利用者・家族からの苦情や相談を受け、介護サービスの質の向上に関する調査並びに介護サービス事業者等への必要な指導及び助言を行う。 (ア) 苦情・相談の受付 (イ) 介護サービス苦情処理委員会の開催（随時） (ウ) 「介護サービスに係る苦情・相談事例集」の作成（10月）

④特別徴収等経由機関業務

事業項目	事業内容
ア 保険料の年金からの特別徴収等 経由機関業務に関すること	介護、国保及び後期高齢者医療に係る保険料（税）の特別徴収等に関する情報の授受を円滑に行う。
イ 要介護認定等情報経由業務に 関すること	要介護認定等を行った者に係る要介護認定等情報の授受を円滑に行う。

(7) 障害者総合支援事業

①障害介護給付費等審査支払業務

事業項目	事業内容
ア 審査業務に関すること	<p>障害福祉サービス事業所等から請求される給付費等の請求情報について、適正かつ公平な一次審査（受付審査等）を行い、市町村等における審査事務（二次審査）が効果的・効率的に実施できるよう努めるとともに、障害者総合支援事業を円滑に行うための会議を開催する。</p> <p>(ア) 一次審査結果資料の作成・提供（毎月）</p> <p>(イ) 会議の開催</p> <p>a 障害者総合支援市町村等担当者説明会の開催（7月）</p> <p>b 介護保険・障害者総合支援システム部会の開催（随時）</p>
イ 支払業務に関すること	<p>障害介護給付費等について、迅速かつ正確な支払を行う。</p> <p>(ア) 障害介護給付費等の障害福祉サービス事業所等への支払</p> <p>(イ) 関係金融機関との連絡調整</p>
ウ システム機器更改に関すること	<p>次期障害者総合支援給付審査支払等システムへの切替に当たり、次の業務を行う。</p> <p>(ア) データ移行及び運用試験</p> <p>(イ) システム切替に係る関係機関との連絡調整</p>

②共同処理業務

事業項目	事業内容
障害者総合支援市町村等事務共同処理に関すること	<p>市町村等に共通する事務を一元的に処理し、市町村等事務の軽減及び効率化を図る。</p> <p>(ア) 高額障害福祉サービス費支給処理（施行令第四十三条の五第六項）</p> <p>(イ) 地域生活支援事業審査支払処理</p> <p>(ウ) 特例介護給付費及び特例訓練等給付費審査支払処理</p> <p>(エ) 特例計画相談支援給付費審査支払処理</p> <p>(オ) 特例障害児通所給付費審査支払処理</p>

事業項目	事業内容
(障害者総合支援市町村等事務共同処理に関すること)	(カ) 特例障害児相談支援給付費審査支払処理 (キ) 統計資料作成処理